平成 29 年度（2017 年度）

金沢大学大学院法務研究科

入学試験問題

公　　法

A 日程入試

（注意）
１．問題冊子（表紙を含む）は５枚です。
２．問題冊子は指示があるまで開かないで下さい。
３．問題冊子と下書き用紙は持ち帰って下さい。
４．解答は、鉛筆、シャープペンシル、ペン、ボールペンのいずれで記入しても構いません。
５．問題１と問題２の解答は、別々の解答用紙に記入してください。

平成 29 年度（2017 年度）金沢大学大学院法務研究科入学試験問題

試験科目	公　　法

※　問題１と問題２の解答は、それぞれ別の解答用紙を用いること。

問題１

以下の文章は、最二小決平成元年１月３０日刑集４３巻１号１９頁からの抜粋である。これを読んで、あとの【問い】に答えなさい。

「本件差押処分は、被疑者Ａがいわゆるリクルート疑惑に関する国政調査権の行使等に手心を加えてもらいたいなどの趣旨で衆議院議員Ｂに対し三回にわたり多額の現金供与の申込をしたとされる贈賄被疑事件を捜査として行われたものである。同事件は、国民が関心を寄せていた重大な事犯であるが、その被疑事実の存否、内容等の解明は、事案の性質上当事者両名の供述に負う部分が大であるところ、本件差押前の段階においては、Ａは現金提供の趣旨等を争つて被疑事実を否認しており、またＢも事実関係の記憶が必ずしも明確ではないため、他に収集した証拠を合わせて検討してもなお事実認定上疑点が残り、その解明のため更に的確な証拠の収集を期待することが困難な状況にあつた。しかもＡは、本件ビデオテープ中の未放映部分に自己の弁明を裏付ける内容が存在する旨強く主張していた。そうしてみると、ＡとＢの面談状況をありのままに収録した本件ビデオテープは、証拠上極めて重要な価値を有し、事件の全容を解明し犯罪の成否を判断する上で、ほとんど不可欠のものであつたと認められる。他方、本件ビデオテープがすべて原本のいわゆるマザーテープであるとしても、申立人は、差押当時においては放映のための編集を了し、差押当日までにこれを放映しているのであつて、本件差押処分により申立人の受ける不利益は、本件ビデオテープの放映が不可能となり報道の機会が奪われるという不利益ではなく、将来の取材の自由が妨げられるおそれがあるという不利益にとどまる。右のほか、本件ビデオテープは、その取材経緯が証拠の保全を意図したＢからの情報提供と依頼に基づく特殊なものであること、当のＢが本件贈賄被疑事件を告発するに当たり重要な証拠資料として本件ビデオテープの存在を挙げていること、差押に先立ち検察官が報道機関としての立場に配慮した事前折衝を申立人との間で行つていること、その他諸般の事情を総合して考えれば、報道機関の報道の自由、取材の自由が十分これを尊重すべきものであるとしても、前記不利益は、適正迅速な捜査を遂げるためになお忍受されなければならないものというべきであり、本件差押処分は、やむを得ないものと認められる。」

【問い】

本決定を参照した上で、一般に、報道機関の取材ビデオテープに対する捜査機関の差押処分（刑事訴訟法２１８条１項、同条３項等参照）が憲法２１条に違反しないか、について論じなさい。

問題２

つぎの事例を読んで、あとの【問１】【問２】に答えなさい。

ＸはＹ県公安委員会から古物営業法（以下「法」）３条１項の許可を受けて古物商を営んでいる。Ｘは、買い受けた古物が不正品の疑いがあるにもかかわらず、警察官への申告を怠った（法１５条３項違反）との理由により、法２４条に基づき、Ｙ県公安委員会から１ヵ月の営業停止命令（以下「本件命令」）を受けた。Ｘは、本件命令の取消訴訟を提起した。

Ｙ県公安委員会においては、古物営業法に基づく不利益処分に関する基準および執行手続について、「古物営業法に基づく不利益処分の基準等に関する規程」を定めている。それによれば、古物商の不正品申告義務違反（法１５条３項違反）は、違反ランクＤに分類され、営業停止命令の基準期間は１月とされている。また、営業停止命令を受けてから５年以内に再び違反行為を行った場合、それがＦに分類されるものであっても、営業停止命令を受ける場合があり、また、営業停止命令を受けてから５年以内に再び営業停止命令を行う場合は営業停止期間が２倍となるなどの取扱いが定められている。

【問１】

Ｙ県公安委員会の定めた「古物営業法に基づく不利益処分の基準等に関する規程」の行政法理論上の性質について述べなさい。

【問２】

本件命令にかかる１ヶ月の営業停止期間が経過した場合における訴えの利益の有無について、論じなさい。

〔資料〕

○ 古物営業法（昭和２４年５月２８日法律第１０８号）

（目的）

第１条　この法律は、盗品等の売買の防止、速やかな発見等を図るため、古物営業に係る業務について必要な規制等を行い、もつて窃盗その他の犯罪の防止を図り、及びその被害の迅速な回復に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この法律において「古物」とは、一度使用された物品（……）若しくは使用されない物品で使用のために取引されたもの又はこれらの物品に幾分の手入れをしたものをいう。

２　この法律において「古物営業」とは、次に掲げる営業をいう。

一　古物を売買し、若しくは交換し、又は委託を受けて売買し、若しくは交換する営業であつて、古物を売却すること又は自己が売却した物品を当該売却の相手方から買い受けることのみを行うもの以外のもの

二～三　（略）

３　この法律において「古物商」とは、次条第１項の規定による許可を受けて前項第 １ 号に掲げる営業を営む者をいう。
４～５　（略）
（許可）
第 ３ 条　前条第２項第１号に掲げる営業を営もうとする者は、営業所（営業所のない者にあつては、住所又は居所をいう。以下同じ。）が所在する都道府県ごとに都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の許可を受けなければならない。
２　（略）
（確認等及び申告）
第１５条　１～２　（略）
３　古物商は、古物を買い受け、若しくは交換し、又は売却若しくは交換の委託を受けようとする場合において、当該古物について不正品の疑いがあると認めるときは、直ちに、警察官にその旨を申告しなければならない。
（営業の停止等）
第２４条　公安委員会は、古物商……がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反し若しくはその古物営業に関し他の法令の規定に違反した場合において盗品等の売買等の防止若しくは盗品等の速やかな発見が著しく阻害されるおそれがあると認めるとき……は、当該古物商…に対し、その古物営業の許可を取り消し、又は６月を超えない範囲内で期間を定めて、その古物営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

○古物営業法に基づく不利益処分の基準等に関する規程（平成２４年６月２８日Ｙ県公安委員会規程第７号）
（法令違反行為等の分類）
第２条　法令違反行為等は、別表第１及び第２に定めるとおり、Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｄ、Ｅ、Ｆ及びＩに分類するものとする。
（営業停止命令）
第６条　（略）
２　古物商……がＦに分類されるものを行ったとき……であって、次の各号のいずれかに該当するときは、営業停止命令を行うものとする。
（１）　略
（２）　古物商……が当該営業停止命令対象行為を行った日前５年以内に当該古物商……が営業停止命令を受けたことがあるとき。
（３）～（５）　略
（営業停止命令に係る基準期間等）
第８条　営業停止命令に係る基準期間、短期及び長期（以下それぞれ「基準期間」、「短期」及び「長期」という。）は、次の各号に掲げる法令違反行為等の分類に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
（１）　Ｂ　基準期間は４月、短期は２月、長期は６月とする。
（２）　Ｃ　基準期間は２月、短期は１月、長期は４月とする。
（３）　Ｄ　基準期間は１月、短期は１４日、長期は２月とする。

（４）　Ｅ　基準期間は１４日、短期は７日、長期は１月とする。
（５）　Ｆ　基準期間は７日、短期は３日、長期は１４日とする。
（常習違反加重）
第１１条　古物商…が営業停止命令を受けた日から５年以内に当該古物商…に営業停止を行うときは、当該営業停止命令に係る法令違反行為等について第８条の規定により定められた基準期間、短期及び長期にそれぞれ２を乗じた期間を基準期間、短期及び長期とする。ただし、その基準期間、短期及び長期は、６月を超えることはできない。

別表第１（第３条関係）

法令違反行為等	関係条項	分類
……	……	……
（２９）古物商の不正品申告義務違反	法第１５条３項	D
……	……	……

別表第２（第３条関係）
略